第四号

【発 行】

慈恩寺国史跡指定推進委員会

【発行日】

平成 25 年 6 月 20 日 (木)

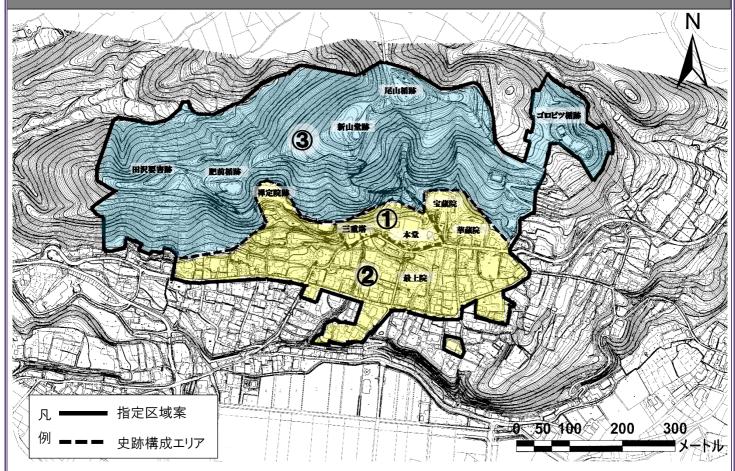
【問合せ・ご意見等】

寒河江市 生涯学習課歷史文化係

TEL: 0 2 3 7 - 8 6 - 8 2 3 1

 $\hbox{$E$-mail:$shogaku@city.sagae.yamagata.jp}$

国 史 跡 指 定 区 域 案



慈恩寺調査検討委員会の検討案を受けて慈恩寺国史跡指定区域案が決定しました。慈恩寺文化の広がりは、箕輪・日和田・八鍬地区、さらには葉山山内まで見られますが、現段階で学術的裏付けが確実となっている区域について国史跡指定申請区域案としました。

☆区域内の史跡を構成する主な要素

- ①現在の県指定史跡区域(本堂、三重塔他)
- ②院坊堂舎群形成地(現3院17坊、古来からの院坊屋敷地割・平場・道などの地形が残る)
- ③中世城郭群・山内御堂跡群(城郭群の人工的地形、新山堂跡などの遺構が残る)
- ※区域内の地権者の方々の同意をいただく手続きを6月下旬から進めてまいりますので、ご協力よろしく お願いします。



慈恩寺の魅力

委員長 伊藤縣清郎 慈恩寺調査検討委員会

のは極めて貴重な事例である。 側にあたる上の寺 の一つであるが、西側から田沢要害・肥 をぐるっと取り囲むように配置されてい 日和田楯が連続して存在する。 楯そして尾山楯(山王台公園)、ゴロビツ楯 八千代公園)・松蔵楯と続 めて価値の高い学術的文化価値をもっ Ш 岳 寺院慈恩寺の文化財、 慈恩寺を取り囲む城郭群も史跡 地区 に前・ 山 楯、 山岳寺 さらに東

一国史跡指定区域について-

国史跡に指定されますと、史跡慈恩寺を国の宝として保護するために、区域内の方々のご協力が必要となってまいります。区域内の土地に係る工事等、例えば、家の新築や増改築等の際には申請・許可が必要となる場合が出てきますので、市教育委員会にご報告をいただくことになります。

以下、史跡慈恩寺を後世に継承していくために留意すべきポイントについて確認していきます。

ポイント① 守るべき史跡・慈恩寺の価値とは何か。

史跡・慈恩寺の価値(史跡の構成要素)

- ②お堂や院坊屋敷の平場・地割(配置)、道、中世城館の曲輪や堀など【人工的地形】
- ③新山堂跡などの遺跡【地下の遺構・遺物】
- ④①~③を含む古来より受け継がれた慈恩寺山一帯【空間】

小規模で、い

わゆる「村の楯」「百姓の楯

クラスの城郭である。城館群が、外部の俗

一力との関係の中で造築されたことは当

方で慈恩寺の自力救済の

坊居住者などの避難場所であることはい

日

和田

楯以外はいずれも

これらの城館群が、山麓の慈恩寺と院



と重

なり、歴史を実感できる。

力の一つである。

帯を見わたせ、櫓に立った中世人の視

さてこの尾山楯からの眺望が、

地

となったとも考えられる。

買として築造され、生命や財産を護る場

慈恩寺絵図(1716年)



ゴロビツ楯



新山堂跡発掘調查

ポイント② 史跡指定区域内で工事などを行うときは、許可申請が必要になる場合があります。

土木工事、建造物の新築・増改築工事、工作物の設置や撤去、木竹の伐採などを行う際には市教育委員会にご相談ください。詳細については、指定後に策定する「保存管理計画」の中で決めていきます。

ポイント③ 史跡の保存管理については、指定後、「保存管理計画」を策定し、具体的部分を決めていくことになります。さらに、現在、慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画検討委員会において、史跡慈恩寺の財産を守り、観光資源としての魅力を向上させて地域の活性化につなげていくための計画策定作業を進めており、現在、皆さんからの提案を募集しております。

※応募方法 市ホームページから直接入力するか、または市内公共施設(市役所 2 階ロビー、文化センター、各地区公民館、市立図書館)に備え付けのワークシートで応募してください。 \Rightarrow 6 月 28 日必着